

児童手当受給中の方は 現況届の提出を

5月末日に児童手当を受給している方へ「現況届」をお送りしますので、6月中に郵送または区役所3階32番窓口へご提出ください。

「現況届」の提出がない場合、6月分(10月支払い分)以降の手当の支給が停止されます。

また、そのまま2年が経過しますと、時効となり受給権がなくなりますので、ご注意ください。

☎保健福祉課 3F32番 子育て支援
☎6647-9895 ☎6644-1937

区役所で小中学校の教科書 (見本)を展示します

保護者や市民の方に教科書に対する関心を持ち、理解を深めていただくため、小中学校で使用されている教科書(見本)を展示します。
※教科書は閲覧のみで、貸出しはできません。



☎日時 6月4日(金)～7月2日(金)9:00～17:30
※土・日・祝日を除く

☎場所 浪速区役所1階

☎問合せ 教育委員会事務局指導部初等・中学校教育担当
☎6208-9186

「令和3年経済センサス-活動調査」 の回答期限は6/8(火)までです

事業所及び企業を対象として、6月1日現在で「令和3年経済センサス-活動調査」を全国一斉に実施しています。

経済センサス-活動調査は、法律で回答が義務付けられています。

回答方法は、インターネットによる方法のほか、ご記入いただいた紙の調査票を後日調査員にお渡しいただく方法等があります。

インターネット回答なら皆様のご都合にあわせて、入力・中断・保存・送信が24時間いつでも可能です。安全で便利なインターネット回答をぜひご利用ください。



☎問合せ 総務課 6F63番 総務

☎6647-9626 ☎6633-8270

※問合せ可能日時

平日9:00～12:15、13:00～17:30

6月は、 「ゴキブリ防除強調月間」です

快適な生活を送るために、感染症や食中毒を媒介するゴキブリを防除しましょう。そのためにはまず、エサになる食ベカスをなくし、台所などの整理整頓、清掃によりゴキブリが住み着かない環境をつくりましょう。

☎問合せ 保健福祉課 3F34番 保健

☎6647-9973 ☎6644-1937

※広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。また、大阪市が推奨等するものではありません。

新型コロナワクチン個別接種会場一覧(令和3年5月17日現在)

医療機関に同意を得た情報のみを掲載していますので、かかりつけ医にもお問い合わせください。
接種を受けられる期間、日時が異なる場合がありますので、詳しくは各医療機関にお問い合わせください。

受入 ワクチン接種対象者の方全員

名称	所在地	接種開始時期	予約受付電話
橋村医院	大国2-6-11	6月14日以降	6641-6512
そうわ内科クリニック	浪速東3-9-1	5月24日の週	6626-9939
耳鼻咽喉科中村クリニック	難波中2-10-70 パークスタワー8階	6月14日以降	
木下医院	日本橋5-4-5	5月24日の週	6631-1078
笹岡医院	元町3-9-10	5月31日の週	6647-2201

受入 かかりつけ患者の方のみ

名称	所在地	接種開始時期	予約受付電話
恵美須東クリニック	恵美須東1-7-13	5月31日の週	6630-5665
えびす診療所	戎本町1-6-22 ニューサノビル1階	5月24日の週	6645-1113
岡藤クリニック	幸町1-2-2	6月7日の週	6568-7308
透析クリニック大正橋	幸町3-8-18	5月24日の週	
有田医院	桜川4-11-16 アリタビル1階	5月24日の週	080-7564-0387
なにわ生野病院	大国1-10-3	5月24日の週	
木田内科消化器科クリニック	難波中2-10-70 パークスタワー8階	5月24日の週	
福永クリニック	難波中1-6-1-101	5月31日の週	
かねだクリニック	湊町2-2-40 ロイヤルパークスなんば1階	5月31日の週	6646-1333
あーべいんクリニック	湊町2-1-34 アーベインなんば1階	5月24日の週	6634-4976
おおの耳鼻咽喉科	湊町2-1-7 ルネッサ難波ビル1階	5月24日の週	6648-8900
中山クリニック	日本橋東3-7-6	5月24日の週	4397-9299
竹中医院	日本橋東3-16-19	5月31日の週	6632-1986
川田医院	日本橋東3-7-7 川田ビル1階	5月24日の週	6641-1873
井上医院	日本橋東2-3-13	6月14日以降	6641-4960

令和3年度の国民健康保険料について

●保険料の決定

令和3年度(令和3年4月から令和4年3月)国民健康保険料の決定通知書を、区役所から6月中旬に送付します。6月中旬に届かない場合はご連絡ください。

前年中所得が一定基準以下の世帯や、災害、退職や廃業等による所得の減少等で保険料の納付にお困りの方は、保険料の軽減・減免ができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

令和3年度の国民健康保険料は次の表により計算した金額が年間保険料となります。

	令和3年度国民健康保険料(年額)		
	医療分保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護分保険料※
平等割保険料(世帯あたり)	27,807円	9,508円	2,509円
均等割保険料(被保険者あたり)	被保険者数 ×25,273円	被保険者数×8,642円	介護保険第2号被保険者数 ×14,612円
所得割保険料	算定基礎所得金額※ ×8.22%	算定基礎所得金額※ ×2.90%	算定基礎所得金額※ ×2.60%
最高限度額	63万円	19万円	17万円

※介護分保険料は、被保険者の中に40～64歳の方(介護保険第2号被保険者)がいる世帯のみにかかります。

※算定基礎所得は、前年中総所得金額等－43万円となります。

※世帯の所得割は、被保険者(介護分保険料の所得割は介護保険第2号被保険者)ごとに計算した所得割の合計額となります。

●保険料の改定

平成30年度より都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険運営の中心的な役割を担うこととし、制度の安定化が図られました。

被保険者間の負担の公平性の観点から、大阪府内の市町村にお住まいで、「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」となるよう、令和6年度には「府内統一保険料率」とします。

令和元年度には、大阪府の保険料算定において大幅な保険料率改定が必要となり、一般会計からの繰入により激変緩和措置を講じ保険料負担の抑制を図ったところですが、令和6年度の統一保険料率に向けて、段階的に激変緩和措置を解消していくこととしています。

☎問合せ ●国民健康保険料に関すること 窓口サービス課 2F28番 保険年金 ☎6647-9956 ☎6633-8270

●減免に関すること 窓口サービス課 2F29番 保険管理 ☎6647-9946 ☎6633-8270